

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊湯布院駐屯地
第404会計隊湯布院派遣隊長 長谷川 昭祐

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
6S721KA00030		6SEB1AZ0015 0001					
品名 または 件名							
2026日米共同対艦戦闘訓練（RIMPAC2026）に係る射撃援助役務（12SSM）							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	ST						
納地または工事場所			引 渡 場 所				
現地			現地				
搬 入 場 所			納 期 ま た は 工 期				
現地			令和8年7月1日（水）～令和8年7月14日（火）				

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊湯布院駐屯地第404会計隊湯布院派遣隊事務室及び西部方面隊ホームページ

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
入札日時場所：令和8年6月5日（金）10時00分 湯布院駐屯地 広報館

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 競争参加資格に関する事項

- ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ウ 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）は、令和07・08・09年度とする。
- エ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- オ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- カ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- キ 入札及び契約心得を確認のうえ、暴力団排除に関する事項に誓約する旨「当社は入札及び契約心得に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。」を入札書に付記するものとする。

(2) 保証金に関する事項

- ア 入札保証金：免除とする。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- イ 契約保証金：免除とする。ただし、契約者がその契約上の義務を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

(3) 落札決定方法：総品目総額 当方予定価格の範囲内で最低落札者とする。（同価の場合には抽選で決定する。）落

札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 公告の掲示場所：陸上自衛隊湯布院駐屯地、西部方面隊ホームページ(<https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/>)

(5) 入札の無効

- ア 第1項に示す競争入札に参加する者に、必要な資格のない者が行った入札
- イ 入札金額を訂正してある入札、及び入札書の記載事項及び押印が不明瞭なもの
- ウ FAX、電報、電話による入札は認めない。
- エ その他入札に関する条件に違反した入札

(6) 入札時の携行品：印鑑等一式、入札に必要な書類（委任状含む）、筆記具

(7) 契約書等作成

- ア 落札者は、落札決定後できる限り速やかに「駐屯地用標準契約書」の様式により作成提出すること。
- イ 適用する契約条項
 - 「役務請負契約条項」
 - 「談合等の不正行為に関する特約条項」
 - 「暴力団排除に関する特約条項」

(8) その他

- ア 入札に関する委任等を受けた者は、入札前に委任状を提出すること。
- イ 郵便による入札は「件名、日時、入札書在中」を封筒に記載し入札日の前日17時00分までに到着したものを有効とする。到着確認は参加者の責任による。また、入札金額が同額の場合は当該入札に関係無い職員により抽選を実施する。
- ウ 初度入札に郵便等が含まれていない場合は直ちに再度入札を実施する。郵便等が含まれている場合の再度入札については別途連絡する。
- エ 入札参加希望の場合は、入札日の前日17時00分までに資格審査結果通知書の（写）を提出（FAX可）し、下記の担当者まで連絡すること。

(9) 入札及び契約事項に関する問い合わせ先

〒879-5102 大分県由布市湯布院町川上941番地
陸上自衛隊湯布院駐屯地 第404会計隊湯布院派遣隊 契約班 担当：久保
TEL 0977-84-2111（内線348）
FAX 0977-84-2117（直通）

品 目 等 内 訳 書

契約実施計画番号		6S721KA00030																				
NO	調達要求番号		物品番号				単	位	数	量	単	価	金	額	銘	柄	納		地	指定		
															使用期限等	引		渡	場		所	
																グループ	搬		入	場	所	検査
	使用器材名																仕様書番号		納		期	
1	6SEB1AZ0015	0001					ST		1.00								現地					
	2026日米共同対艦戦闘訓練（RIMPAC2026）に係る射撃援助役務（12SSM）																現地					
	仕様書のとおり																現地					
																	令和8年7月1日～令和8年7月14日					
					- 以 下 余 白 -																	

調達要求番号：6SEB1AZ0015

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕様書番号	
日米共同対艦戦闘訓練に係る 射撃技術援助役務		8 地対艦－	
		防衛大臣承認	年 月 日
		作 成	令和 8 年 5 月 1 2 日
		変 更	令和 年 月 日
		作成部隊等名	第 2 特科団 第 8 地対艦ミサイル連隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、日米共同対艦戦闘訓練（RIMPAC）の技術援助及びその支援役務（以下、“役務”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001及びGLT-CG-Z500002によるほか、次による。

1.2.1

技術資料等

当該演習弾の個別仕様書、製作図面及びその他の装備品等の生産に必要な事項などを記載した資料をいう。

1.2.2

ATプロシージャ

演習弾の構成品について、技術資料等から実施する機能試験の手順をいう。

1.2.3

LOT ATプロシージャ

演習弾の構成品について、技術資料等から実施する抜取破壊試験手順をいう。

1.2.4

ATレポート

演習弾の構成品について、技術資料等から実施した機能試験の結果をレポートとしてまとめたものをいう。

1.2.5

LOT ATレポート

演習弾の構成品について、技術資料等から実施した抜取破壊試験の結果をレポートとしてまとめたものをいう。

1.2.6

ATレポートサマリ

ATレポートの概要をまとめたものをいう。

1.2.7

LOT ATレポートサマリ

LOTATレポートの概要をまとめたものをいう。

1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、引用文書に定める内容が、この仕様書に定める内容と相違する場合は、この仕様書に定める内容が優先するものとする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注設備共通仕様書

CP-Y-0025 88式地对艦誘導弾(B)

GGM-Y660001 12式地对艦誘導弾

b) 法令等

1) 秘密保全に関する訓令(令和6年3月29日防衛省訓令第43号)

2) 特定秘密の保護に関する訓令(令和5年12月27日省訓第117号)

c) その他

CH-00004 誘導武器品目共通検査等実施要領
(外注整備、技術援助役務を除く。)

CH-00001 誘導武器品目一般検査等実施要領

d) 参考文書

湯布院駐屯地経理規則 湯布院駐達第16-1号(令和7年3月24日)

2 役務に関する要求

2.1 役務対象弾種

役務の対象となる弾種は、調達要領指定書によって指定する。

2.2 役務内容

役務の対象となる内容は、次によるほか、細部は調達要領指定書によって指定する。

a) 渡航前

- 1) AT及びLOT ATプロシージャ(案)の作成
- 2) AT及びLOT ATレポートサマリ(案)の作成
- 3) AT及びLOT ATレポート細部(案)の作成

b) 渡航後

役務の対象となる内容は、次によるほか、細部は調達要領指定書によって指定する。

- 1) システム全般の技術的統括・調整及び射場安全における実射行程の技術的事項の補佐
- 2) 飛しょうデータ解析支援
- 3) 地上装置システム及び発射緊急停止装置の保守支援
- 4) データ処理装置の操作指導及び保守支援
- 5) データ処理装置信号変換/記録装置の操作指導、保守支援

2.3 技術援助提供者（派遣員）の資格

渡航先への技術援助提供者（派遣員）の資格は次による。

- a) 派遣員は、当該装備品などに関する技術援助の実施に必要な専門的技術を有するものとする。
- b) その他、必要に応じ調達要領指定書によって指定する。

2.4 役務の実施要領

役務の実施要領は、次による。

a) 渡航前

1) AT及びLOT ATプロシージャ（案）の作成

表1の品目について、それぞれAT若しくはLOT ATプロシージャ（案）を作成し、提出するものとする。

なお、特に指定する場合は、調達要領指定書によって指定する。

2) AT及びLOT ATレポートサマリ（案）の作成

表1の品目について、AT及びLOT ATレポートサマリ（案）を作成し、提出するものとする。

なお、対象となる演習弾の製造番号は、調達要領指定書によって指定する。また、特に指定する場合は、調達要領指定書によって指定する。

3) AT及びLOT ATレポート細部（案）の作成

表1の品目について、AT及びLOT ATレポート細部（案）を作成し、提出するものとする。

なお、特に指定する場合は、調達要領指定書によって指定する。

表1－品目

番号	種別	品目
1	AT	指令受信装置
2		ワイヤーハーネス（指令受信装置～信管間接続）
3	LOT AT	電池（指令受信装置用）
4		電池（計測装置用）
5	LOT AT及びAT	ブースタFTS
6		信管（演習弾用）
7		破壊薬用信管
8	LOT AT	破壊薬

b) 渡航後

- 1) 技術援助の区分、対象装備品、日程、人員等は、調達要領指定書によって指定する。
- 2) 派遣員は、検査官等の指示を受けて業務を行うとともに、図1“作業記録（役務完了調書）”の様式に所要事項を記入し、検査官の確認を受けるものとする。
- 3) 指定場所以外に派遣の必要が応じた場合は、契約担当官等に申し出て指示を受けるものとする。

c) 部品・材料

部品及び材料は、基準等に規定されたものを使用するものとし、CP-Y-0025若しくは、GGM-Y660001のそれぞれに定める条件を満足するものでなければならない。

2.5 役務の実施場所

役務の実施場所は、調達要領指定書によって指定する。指定した場所の変更などの必要性が生じた場合は、その変更について、契約担当官等に申請し、承認を得なければならない。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等の定める監督・検査実施要領によるほか、2.4b)2)による。なお、特に定める場合は、調達要領指定書によって指定する。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、表2によるものとし、提出時期については、調達要領指定書によって指定する。また、提出書類の表2番号1～3は、英語版とする。

表2－提出書類

番号	名称	数量	提出先	備考
1	AT及びLOT ATプロシージャ（案）	各2部	調達要領指定書 による	—
2	AT及びLOT ATレポートサマリ（案）	2部		
3	AT及びLOT ATレポート細部（案）	各2部		
4	作業記録（役務完了調書）	2部	検査官	渡航後

4.2 技術者名簿

契約の相手方は、契約後、速やかに、技術者名簿を作成し、契約担当官に提出するものとする。

なお、技術者は本役務を実施するために必要な専門的知識を有するものとし、技術者名簿に記載される技術者を変更する場合は、速やかに契約担当官等に通知するものとする。

4.3 故障状況通知報告書

契約の相手方は、必要に応じ、故障の内容について、図2“故障状況報告書”を作成及び記録し、監督官の確認を受け、提出するものとする。

4.4 秘密保全

秘密保全などは、GLT-CG-Z500002の箇条6によるほか、秘密保全に関する訓練及び特定秘密の保護に関する訓令に基づく立入禁止区域に立入る場合は、訓練等に基づき、許可を受けて立入るものとする。また、業務の実施に関して直接、間接を問わず秘密に関する事項については、訓練等に基づき秘密の保全を行うものとする。

4.5 その他の必要事項

その他必要な事項については、GLT-CG-Z500002の箇条7による。

4.6 この仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

作 業 記 録（役 務 完 了 調 書）				
実 施 年 月 日	年 月 日 曜日		監 督 官	検 査 官
契 約 業 者				
実 施 場 所				
技 術 援 助 の 区 分				
派 遣 員 の 種 類				
作 業 内 容				
作 業 細 部	実 施 時 刻	工 数	実 施 者 名	必要事項又は所見

図 1－作業記録（役務完了調書）

故 障 状 況 報 告 書		契 約 番 号	
		要 求 番 号	
実 施 年 月 日		監 督 官	
実 施 場 所			
契 約 業 者 名		派 遣 員 指 名	
関 連 文 書 (発簡番号) (発簡年月日)			
報 告 事 項			

規格：J I S P 0 1 3 8 の A 4

記入要領など

- 1 本書は、故障探求などの報告のみに使用する。
- 2 本書は、派遣員自身で記入し、“作業記録（役務完了調書）”に添付する。
- 3 関連文書は、例えば事故報告の番号、件名、年月日などを記入する。
- 4 報告事項は、次に示す事項などを詳細に記入する。
 - a) 調査又は試験によって判明した事項
 - b) 原因又は推定原因
 - c) じ後の対策の参考など
- 5 試験成績表は、別紙として添付する。

図 2－故障状況報告書

調達要領指定書	調 達 要 求 番 号	
	調 達 要 求 年 月 日	令 和 8 年 5 月 ● ● 日
	作 製 部 課	第 8 地対艦ミサイル連隊第 4 科
	作 成 年 月 日	令 和 8 年 5 月 1 2 日
品 名	日米共同対艦戦闘訓練に係る射撃技術援助役務	
仕様書番号		

指定事項：

2.1 役務対象弾種

役務対象弾種は、12式地対艦誘導弾とする。

2.2 役務内容

役務内容は、次による。

a) 渡航前

- 2) AT 及び LOT AT レポートサマリ（案）の作成
- 3) AT 及び LOT AT レポート細部（案）の作成

b) 渡航後

- 1) システム全般の技術的統括・調整及び射場安全における実射行程の技術的事項の補佐
- 2) 飛しょうデータ解析支援
- 3) 地上装置システム及び発射緊急停止装置の保守支援
- 4) データ処理装置の操作指導及び保守支援
- 5) データ処理装置信号変換/記録装置の操作指導、保守支援

2.4 役務の実施要領

a) 渡航前

役務の実施要領は、次による。

- 2) AT 及び LOT AT レポートサマリ（案）の作成

製造番号：1025、1026、1028

破壊薬は除外する。

- 3) AT 及び LOT AT レポート細部（案）の作成

破壊薬は除外する。

b) 渡航後

- 1) 技術援助の区分・対象装備品・日程・人員等

技術援助の区分、対象装備品、日程及び人員等は、次による。

a) 技術援助の区分

- 1) システム全般の技術的統括・調整及び射場安全における実射行程の技術的事項の補佐
- 2) 誘導弾の機能性能及びデータ解析に係る技術的事項の補佐
- 3) 地上装置システムの機能性能及び発射緊急停止装置に係る技術的事項の補佐
- 4) データ処理装置の機能性能に係る技術的事項の補佐
- 5) データ処理装置信号変換/記録装置の操作指導、保守支援

b) 対象装備品

- 1) 射撃統制装置 (FCU)
- 2) 搜索標定レーダ装置 (SRU)
- 3) 発射装置 (LAU)
- 4) データ処理装置 (DAE)
- 5) 誘導弾 (MSL)
- 6) 発射緊急停止装置 (FHU)
- 7) その他実射訓練に使用する器材

c) 日程・人員等

日程及び人員等は、表1による。

表1－日程及び人員

番号	人員等	日程
1	技術員×6名	・ 令和8年7月1日～令和8年7月14日 (細部については、別表の技術援助役務予定表による。) ・ 期間中、予定の変更等による役務の取得変更について、検査官等が別途示した場合はそれに従うものとする。

2.5. 役務の実施場所

a) 渡航前

契約相手方工場等

b) 渡航後

米国ハワイ州PMRF射場内

3 品質保証

作業時間及び監督官・検査官の指示事項は次による。

- a) 渡航後における、1日の作業時間は8時間とする。
- b) その他必要な指示事項は、監督官が指示する。

4.1 提出書類

提出書類の提出期限は、表2によるものとし、番号2及び3の提出先は第8地対艦ミサイル連隊長（第4科長気付）とする。

表2－提出書類の提出期限

番号	名 称	提出期限
2	AT及びLOT ATレポートサマリ（案）	令和8年6月19日
3	AT及びLOT ATレポート細部（案）	令和8年6月19日
4	作業記録	都度